

# 熊谷剣道連盟規約・細則

## 規約

## 細則

### 第1章 総則

(名称)  
第1条 本連盟は熊谷剣道連盟(以下連盟という)と称す。

(事務所)  
第2条 本連盟は事務所を熊谷市に置く。

(目的)  
第3条 本連盟は熊谷市の剣道(居合道を含む)を奨励振興し、剣の理法の修練に励み、人間形成に資すると共に、郷土の剛健なる気風の育成を図り、併せて、会員並びに剣道関係者相互の親睦を図ることを目的とする。

(組織)  
第4条 本連盟は原則として熊谷市に在住、在職、在学する会員によって組織する。

(事業)  
第5条 本連盟は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。  
(1)剣道大会の開催  
(2)剣道大会へ選手派遣  
(3)剣道の研究指導  
(4)剣道の段位級位の審査、申請及び称号の申請  
(5)剣道講習会の開催  
(6)剣道功労者の表彰申請及び会員の慶弔  
(7)その他本連盟の目的達成に必要なと認めた事項  
(8)団体及び個人の表彰

### 第2章 会員

(入会)  
第6条 本連盟に入会しようとするものは入会申込書を提出する。  
2. 休会を認める。

(会費)  
第7条 会員は会費を納入しなければならない。  
2. 会費納入は会員の義務であり、2年間納入しない場合は会員としての資格を失う。  
3. 満81歳(年度)になる会員の会費は免除する。ただし本連盟加入が10年に満たない会員は加入10年を経て免除する。

(脱会・休会)  
第8条 本連盟を脱会・休会するときは脱会・休会届けを提出する。

(除名)  
第9条 会員で本連盟の名誉を損し、本連盟の目的趣旨に反し、または会員としての体面を著しく汚す行為をしたときは、理事会の決議により除名する。

(会員の権利)  
第10条 本連盟主催の稽古会、大会、研修会、講習会等に出席することができる。  
2. 剣道の称号及び段位の受審。

第1条 規約第2条の本連盟の事務局は事務局長宅に置く。

第2条 規約第5条  
(4)級審査の審査員は(公財)埼玉県剣道連盟  
級位の審査方法1で実施する。

(6)の慶弔等は次の通りとする。(平成14年改正)

ア 会員死亡の場合 生花(15,000円相当)と

香典10,000円

イ 会員の配偶者の死亡の場合 弔電

ウ 会員の両親死亡の場合 弔電

エ 会員が国、県、市町村の選挙に立候補した場合陣中見舞10,000円

オ 会員が全国大会及びこれに準ずる大会の選手、監督として出場する場合。激励金10,000円

(8)団体及び個人の表彰は本連盟に特別功労者県大会以上の大会で三位以上の者本連盟の大会等で他の模範となる者に奨励賞

第3条 規約第7条の会費は年額6,000円とする。

### 第3章 役員及び顧問

#### (役員)

- 第11条 本連盟に次の役員を置く。
- (1)理事若干名(うち会長1名、副会長若干名、理事長1名  
常任理事若干名)
  - (2)監事2名

#### (役員を選任)

- 第12条 理事は総会において選出する。
2. 会長、副会長、理事長及び常任理事は理事会において選出する。
  3. 監事は総会において会長が委嘱する。
  4. 監事は他の役員を兼ねることはできない。

#### (役員職務)

- 第13条 会長は本連盟を代表し、会務を統轄する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。また、会務の分担業務を担当する。
  3. 理事長は会長、副会長を補佐し、会務を掌理する。
  4. 監事は本連盟の財産の状況及び会務執行の状況を監査し、理事会及び総会において意見を述べることができる。

#### (役員任期)

- 第14条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。
2. 補欠のため選任された役員任期はその前任者の残任期間とする。
  3. 役員は任期満了といえども、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

#### (役員定年)

- 第15条 役員は満70歳になった時点でそれぞれの役職を退任するものとする。ただし、任期途中で定年を迎えた場合は任期満了までその職務を行うものとする。

#### (顧問)

- 第16条 本連盟に顧問を置くことができる。
- (1)顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。
  - (2)顧問は重要な会務について会長の諮問に応じる。

### 第4章 会議

#### (会議の種類)

- 第17条 会議は総会及び理事会、常任理事会とする。

#### (会議開催)

- 第18条 総会及び理事会、常任理事会はそれぞれ会長、理事長が招集する。
2. 総会は毎年1回開催し、理事会、常任理事会は随時必要なときに開催する。

#### (会議定足数)

- 第19条 会議は会員及び理事、常任理事の過半数が出席しなければ、これを開催することができない。
2. 会議の議事は出席者の過半数の同意を持って決する。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

#### (委任)

- 第20条 会議に出席できない会員又は理事、常任理事は表決を委任することができる。

#### (総会)

- 第21条 総会は最高議決機関にして、この規約で定めるもののほか理事会又は会長より附議された事項を議決する。
2. 総会はあらかじめ通告した議事以外の決議をすることはできない。

- 第4条 規約第16条1項顧問の推薦条件は次の通りとする。
- (1)国会議員、国会議員、市長体育協会会長及びこれに準ずる者で本連盟が必要と認めた場合。
  - (2)本連盟の会長、副会長、理事長、事務局局長経験者。
  - (3)本連盟の会員で20年以上在籍し剣道教士以上の有資格者で定年を迎えた者。
  - (4)本連盟に貢献し、常任理事会の承認を得た者。(平成9年改正)

- 第5条 規約第18条第1項の各会議の議長は次の如く規定する。
- 総会は会長、理事会・常任理事会は理事長とする。

(理事会)

- 第22条 理事会においては、この規約で定めるもののほか総会に提出する議事及び会長が附議された事項を議決する。
2. 緊急やむを得ないと認めた事項は、理事会の議決をもって総会の議決に代えることができる。

(常任理事会)

- 第23条 常任理事会においては理事会に提出すべき事項の決議する。
2. 緊急やむを得ない事項は、常任理事会の議決をもって理事会の議決に代えることができる。ただし、会長は次回  
の理事会に報告するものとする。

(議事録)

- 第24条 会議の議事については議事録を作成し、議長の指名した理事又は常任理事が署名捺印するものとする。

第5章 経理

(経費)

- 第25条 本連盟の経費は会費及び寄附金その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

- 第26条 本連盟の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第6章 事務局

(事務局)

- 第27条 本連盟に会務を処理するため事務局を置く。
- (1)事務局の構成は事務局長1名、事務局次長1名、会計1名  
局員若干名とする。
  - (2)事務局員は理事会で選出し、会長が委嘱する。
  - (3)事務局長は本連盟の事務、一般庶務を主宰する。
  - (4)事務局次長は事務局長を補佐する。
  - (5)会計は本連盟の会計を担当する。
  - (6)局員は事務局長、次長を補佐し事務の運営にあたる。
  - (7)事務局に次の帳簿を備え、管理する。  
会員名簿、役員名簿、会計簿、会議議事録、備品台帳、  
その他運営に必要な帳簿。
  - (8)事務局には職務上必要な手当を支給することができる。

第7章 倫理規定 (令和3年4月1日追加)

(禁止事項)

- 第28条 会員は次の各号に該当する行為をしてはならない。
- (1)刑罰法令に違反する行為
  - (2)公益財団法人全日本剣道連盟(以下「全剣連」という。) 会員規則第5条第1項の規定に違反する行為
  - (3)公益財団法人埼玉県剣道連盟(以下「埼剣連」という。) の定款、倫理に関するガイドライン及びその他の規則に違反する行為
  - (4)埼剣連の名誉を傷つけ又は埼剣連の目的に反する行為
  - (5)その他埼剣連の会員として不適当と認められる行為

(申立)

- 第29条 会員は、前条の違反行為について、他の会員又は他の加盟団体及び会員の処分を求める申立をすることができる。
- 2 前項の申立は、次の事項を記載した申立書及び申立を裏付ける関係書類等の資料を提出しなければならない。
    - (1)被審査者を特定するに足りる事項
    - (2)被審査者がした行為の具体的内容
    - (3)違反行為を規定する埼剣連規則の具体的事項
  - 3 会長は、第29条の申立を受理した場合、埼剣連会長に対して前条の関連書類等を添付して処分を求める申立をしなければならない。
  - 4 申立に対する審査結果は、埼剣連会長から会長及び被審査者に直接送達される。会長は、申立者に対して審査結果を通知するものとする。

第6条 交通費

- (1)本会を代表して公的行事に参加した場合は実費を支給する。
- (2)その他については会長、理事長、事務局長の三者で協議し、後日常任理事会に報告して承認を得る。

第7条 旅費及び手当

- 本連盟を代表して諸行事に参加した場合は所定の交通費(実費)を支給する。出張時間が5時間以上の場合には食事代1,000円を支給する。

第8条 補助金

- 関係団体に補助金を支給する場合は細則第6条2項に準ずる。

附則

- 第28条 この規約実施に必要な細則は、総会の議決を経て会長がさだめる。
2. この規約は平成3年5月3日より実施する。
  3. この規約は平成17年5月7日より実施する。一部改訂
  4. この規約は平成20年5月10日より実施する。一部改訂
  5. この規約は平成26年5月10日より実施する。一部改訂  
第7条入会金削除
  6. この規約は平成29年5月7日より実施する。一部改訂  
第7条3を追加
  7. この規約は平成30年5月6日より実施する。  
第5条(8)、第8条に休会を追加
  8. この細則は令和元年5月5日より実施する。  
条号を整理、第2条一部を改正
  9. この規約及び細則は令和3年4月1日より実施する。  
規約第7章追加、細則第2条及び第3条一部改正